

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 政党助成法第三十二条第五項の規定による支部報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する規程
- 政治資金規正法第二十条の二第二項の規定に基づく收支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程の一部を改正する規程
- 政治団体設立の届出があつた件
- 政治団体の届出事項の異動の届出があつた件
- 政治団体の解散の届出があつた件
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出があつた件
- 資金管理団体でなくなつた旨の届出があつた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十九号

政党助成法第三十二条第五項の規定による支部報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会
委員長 成田良洋

政党助成法第三十二条第五項の規定による支部報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する規程
その方法に関する規程の一部を改正する規程
政党助成法第三十二条第五項の規定による支部報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程（平成七年福島県選挙管理委員会告示第三十五号）の一部を次のように改める。
題名を次のように改める。

政党助成法第三十二条第五項の規定による支部報告書等の閲覧又は写しの

交付に関する規程

第一条 支部報告書等の閲覧を請求しようとする者は、県委員会にその旨を申し出て、備付けの閲覧簿に所要の事項を記載しなければならない。
第二条 支部報告書等は、県委員会の指定する場所において閲覧するものとし、当該場所以外に持ち出してもならない。
第三条 支部報告書等は、丁重に取り扱うものとし、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
第四条 前三項の規定に違反する者に対しては、職員は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

第五条 支部報告書等の閲覧の請求及び閲覧は、執務時間内にしなければならない。
第六条 支部報告書等の写しの交付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した支部報告書等に係る写しの交付請求書（様式第一号）（以下「交付請求書」という。）を県委員会に提出しなければならない。
 一 請求をする者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体についてその代表者の氏名
 二 写しの交付の請求に係る政党の支部の名称及び支部報告書等に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年
第七条 求める写しの交付方法

第八条 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、支部報告書等の写しの交付を請求した者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
第九条 県委員会は、第一項の規定による請求を受けたときは、当該請求があつた日から起算して三十日以内に、当該請求に係る支部報告書等の写しを交付しなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。
第十条 前項の規定にかかるはず、県委員会は、事務処理上の困難その他正當な理由があるときは、前項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を支部

報告書等に係る写しの交付期間延長通知書（様式第二号）により通知しなければならない。

別表の次に次の三様式を加える。

費用に相当する額

5 第一項の規定による請求に係る支部報告書等が著しく大量であるため、当該請求があつた日から起算して六十日以内にそのすべてについて写しを交付することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る支部報告書等のうちの相当の部分につきその期間内に当該写しの交付をし、残りの支部報告書等については相当の期間内に当該写しの交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は、第三項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を支部報告書等に係る写しの交付期間特例適用通知書（様式第三号）により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの支部報告書等について当該支部報告書等の写しの交付をする期限

6 第三項及び前項に規定する支部報告書等の写しの交付は、県委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

（費用負担等）

第四条 前条の規定により写しの交付を受ける者は、別表に定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する費用は、前納とする。

3 別表の三の項に掲げる費用は、郵便切手により納めなければならない。

この規程は、令和八年一月一日から施行する。

附則の次に次の別表を加える。

別表
(第四条関係)

| 区 | 分 | 金額 |
|---|---------------|---------------|
| 一 複写機による写しの交付 | 一枚につき十円 | |
| ア 複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機を除く。）による写しの交付（日本産業規格A列四番以下の大きさの用紙によるものに限る。） | 一枚につき三十円 | |
| イ カラー複写機（乾式間接静電式のものに限る。）による写しの交付（日本産業規格A列四番以下の大きさの用紙によるものに限る。） | | |
| 二 一の項に規定する方法以外の方法による写しの交付 | | |
| 三 支部報告書等の写しの送付に要する費用 | 当該写しの作成に要する費用 | 当該写しの送付に要する費用 |

様式第1号（第3条関係）**支部報告書等に係る写しの交付請求書**

年 月 日

福島県選挙管理委員会委員長

請求者 (郵便番号)
住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者の氏名)
連絡先
(電話番号)

政党助成法第32条第5項の規定による支部報告書等の閲覧又は写しの交付に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

| | |
|--------------------------|---|
| 政党の支部の名称及び 写しの交付請求対象年 | |
| 求める写しの交付方法 | 1 窓口での交付 2 郵送による交付 |
| 求める写しの作成方法 | 1 複写機による写しの作成（カラー複写以外） 2 複写機による写しの作成（カラー複写） 3 1及び2以外の方法による写しの作成 |
| ※備考 | |

記載上の注意

- 1 「政党の支部の名称及び写しの交付請求対象年」欄には、正確な「政党の支部の名称」を記載し、「当該支部の支部報告書等に係る支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をし、又は支部基金の残高を有した年」を（ ）書で記載してください。
例 ○○支部（○年分）
- 2 「求める写しの交付方法」及び「求める写しの作成方法」の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 3 ※印の欄は、記載しないでください。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第2号（第3条関係）

支部報告書等に係る写しの交付期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

福島県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の写しの交付について、政党助成法第32条第5項の規定による支部報告書等の閲覧又は写しの交付に関する規程第3条第4項の規定により、次のとおり写しの交付期間を延長したので通知します。

| | |
|--|--------------------|
| 政党の支部の名称及び 写しの交付請求対象年 | |
| 政党助成法第32条第5項の 規定による支部報告書等の 閲覧又は写しの交付に関する 規程第3条第3項の規定に よる期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 延長後の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 延長の理由 | |

様式第3号（第3条関係）

支部報告書等に係る写しの交付期間特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

福島県選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで請求のあった支部報告書等の写しの交付について、政党助成法第32条第5項の規定による支部報告書等の閲覧又は写しの交付に関する規程第3条第5項の規定を適用することとしたので通知します。

| | |
|--|--------------------|
| 政党の支部の名称及び 写しの交付請求対象年 | |
| 政党助成法第32条第5項の 規定による支部報告書等の 閲覧又は写しの交付に関する 規程第3条第3項の規定に よる期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 写しの交付請求に係る支部 報告書等のうちの相当部分に つき写しの交付をする期間 及び当該期間内に写しの交付 をする部分 | |
| 政党助成法第32条第5項の 規定による支部報告書等の 閲覧又は写しの交付に関する 規程第3条第5項の規定を 適用する理由 | |
| 残りの支部報告書等について 写しの交付をする期限 | 年 月 日 |

福島県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田 良 洋

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書

の閲覧又は写しの交付に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧又は写しの交付に関する規程（平成二十年福島県選挙管理委員会告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は法」を「、法」に改め、「政治資金監査報告書」の下に「又は法第九条の十四の二第四項の規定による確認書」を加える。

この規程は、令和八年一月一日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政团体から次のとおり政团体設立の届出があつた。

令和七年十二月二十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 成田 良 洋

その他の政团体

| 高橋みのる後援会 | 鈴木哲後援会 | 極右皇神社 | 喜多方のみらい | 政团体の名称 |
|------------------------|------------------|----------------------------------|---------------------|---------------------|
| 高橋 実 | 鈴木 哲 | 原島 尚之 | 金谷 祐昭 | 代表者の氏名 |
| 子 高橋 美智 | 鈴木 哲 | 原島 尚之 | 金谷 祐昭 | 会計責任者の氏名 |
| 双葉郡富岡町大字本岡 字王塚三一七一一 | 二二 福島市森合字蒲原四一 | 田村市常葉町小檜山字 宮字籬山五八一 狐久保二一五〇 | 喜多方市上三宮町上三 二月二二日 | 主たる事務所の所在地 届出年月日 |
| 月一三日 令和七年六 | 〇月三一日 令和七年一 | 〇月二九日 令和七年一 | 二月二二日 令和七年一 | 届出年月日 |

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政团体から次のとおり届出事項の異動の届出があつた。

令和七年十二月二十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 成田 良 洋

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

一 政党的支部

| 自由民主党福島 第五支部 | 星 北斗 | 佐藤 郁雄 | 小山 正志 | 佐藤 仁 | 名 代表者の氏 | 異動事項 | 新 内 容 | 異動年月日 |
|-----------------|--------|----------|---------------|----------------|-------------|-------------|--------------------|--------------------|
| 氏家 匠七 | 者 会計責任 | 代表者 | 在地 主たる事務所の所 | 在地 主たる事務所の所 | 在地 主たる事務所の所 | 在地 主たる事務所の所 | 在地 主たる事務所の所 | 在地 主たる事務所の所 |
| 代表者 | 松川 靜 | 佐藤 郁雄 | 材木町二一 八一五四 | 羽黒山六一 町山田岡字 | 佐藤 仁 | 郡 剛志 | 一月一九日 令和七年一月一九日 | 一月一九日 令和七年一月一九日 |
| 氏家 匠七 | 千葉 彰子 | 佐藤 義憲 | 四一―四 | 八卷 裕一 | | | | |
| 蓮沼 茂之 | 令和七年六 | 月一日 | 令和七年九月一日 | 令和七年九月一日 | | | | |
| 令和七年六 | 一月一日 | 令和七年六月一日 | 令和七年九月一日 | 令和七年九月一日 | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---------------|----------|-------------------------------|---------------|------------------|---------------|---------------------|------------------------|----------|--------|-----------------------|
| 会 員 高橋よしと後援 | 佐藤つとむ後援会 | | | 佐藤じゅんいち | いわきを良くする市民ネットワーク | | | I H I 労働組合連合会相馬政治活動委員会 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 県電気通信支部 一 その他の政治団体 |
| | 春田 一真 | 門馬 健治 | 吉田 長政 | | 塩 克美 | 栗村 武志 | | | | | |
| 務所の所 主たる事 | 者 会計責任 | 代表者 | 在地 務所の所 主たる事 | 代表者 | 者 会計責任 | 代表者 | 政治団体 の名称 | 者 会計責任 | 代表者 | 異動事項 | |
| 藤原 一一 会津若松市 | 香 大和田 由 | 門馬 健治 | 五 一 二 塙字広畑二 町大字下小 | 吉田 長政 | 富安 信之 | 塩 克美 | ク ネットワー くする市民 | 穂積 聰 | 栗村 武志 | 新 | 内 容 |
| 一箕町亀賀 会津若松市 | 古市 貴之 | 松本 哲雄 | 四 一 四 塙字広畑五 町大字下小 | 佐藤 仁 | 鈴木 雅之 | 男 長谷川 徳 | 代の会 いわき新時 | 藤井 直幸 | 鈴木 隆志 | 旧 | 月一日 |
| 月三〇日 令和七年三 | 月二九日 令和七年六 | | | 二月一日 令和七年一 | 月二〇日 令和七年八 | | | ○月一日 令和七年一 | 異動年月日 | | 月一日 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|----------|----------------------------|----------------|------------------------|------------------------------|---------------------|---------------------------------------|---|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------|
| 福島県税理士政 治連盟相馬支部 | | | ひとづくり日本 一の会 | 馬場ゆうきと もに歩む会 | | | | | | 根本拓後援会 | | |
| 鳥居 恒紀 | | | 畠山 宏恵 | 馬場 雄基 | | | | | | 土屋 繁之 | | |
| 者 会計責任 | 代表者 | 在地 務所の所 主たる事 | 代表者 | （第二号） 職の種類 （第一号） | 公職の候 補者の氏 名及び公 職の種類 | 号 類 （第一 類） | 公職の種 （第一 種） | 分 類 （第一 種） | 国会議員 関係政治 団体の区 域 | 在地 務所の所 主たる事 | 在地 務所の所 主たる事 | 在地 |
| 中原 和夫 | 鳥居 恒紀 | 八 字錦町三 一 相馬市中村 | 畠山 宏恵 | | | | | | 国会議員 関係政治團 体以外の政治 團体 | 五一 福島市本町 | 五十一 福島市虎丸 | 土屋 繁之 |
| 森 俊雄 | 若竹 信雄 | 六四三 一 石字高根沢 相馬市日下 | 畠山 宏恵 | 衆議院議員 馬場 雄基 | 衆議院議員 馬場 雄基 | 体 系 | 第一号及び 第二号に係 る国會議員 関係政治團 体 | 法第一九条 の七第一項 第一号及び 第二号に係 る国會議員 関係政治團 体 | 月八日 令和七年九 | 町六一八 郡山市虎丸 | 月二七日 令和七年九 | 福井 邦顕 |
| 月二八日 令和七年八 | | | 月二〇日 令和五年五 | | | | | | | 月二七日 令和七年九 | 月一五日 令和七年六 | 字藤原三一 七一一 |

福島県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があつた。

令和七年十二月二十三日

一 政党の支部

| 政 沈 团 体 の 名 称 | 自 由 民 主 党 表 鄉 支 部 | 穗 積 栄 治 | 解 散 年 月 日 |
|---------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 代 表 者 の 氏 名 | 樋 川 誠 | 加 藤 志 津 佳 | 令 和 七 年 一〇 月 二 六 日 |
| 解 散 年 月 日 | 令 和 六 年 二 月 三 一 日 | 令 和 七 年 一〇 月 三 一 日 | 令 和 七 年 一 月 二 七 日 |

二 その他の政治団体

| 政 沈 团 体 の 名 称 | 自 由 民 主 党 表 鄉 支 部 | 穗 積 栄 治 | 解 散 年 月 日 |
|---------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 代 表 者 の 氏 名 | 樋 川 誠 | 加 藤 志 津 佳 | 令 和 七 年 一〇 月 二 六 日 |
| 解 散 年 月 日 | 令 和 六 年 二 月 三 一 日 | 令 和 七 年 一〇 月 三 一 日 | 令 和 七 年 一 月 二 七 日 |
| 解 散 年 月 日 | 令 和 六 年 二 月 三 一 日 | 令 和 七 年 三 月 一 四 日 | 令 和 七 年 三 月 一 四 日 |

福島県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和七年十二月二十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 成田良洋

福島県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。

令和七年十二月二十三日

福島県選挙管理委員会
委員長 成田良洋

| 資 金 管 理 团 体 の 届 出 を し た 者 の 氏 名 | 樋 川 誠 | 資 金 管 理 团 体 の 名 称 | 資 金 管 理 团 体 で な く な つ た 年 月 日 |
|---------------------------------|-----------------|-------------------|-------------------------------|
| 資 金 管 理 团 体 の 名 称 | と い か わ 誠 後 援 会 | 資 金 管 理 团 体 の 名 称 | 資 金 管 理 团 体 で な く な つ た 年 月 日 |
| 資 金 管 理 团 体 の 名 称 | と い か わ 誠 後 援 会 | 資 金 管 理 团 体 の 名 称 | 資 金 管 理 团 体 で な く な つ た 年 月 日 |

| | | | |
|---------------------------------|-------------|-------------------|-----------|
| 資 金 管 理 团 体 の 届 出 を し た 者 の 氏 名 | 馬 場 雄 基 | 資 金 管 理 团 体 の 名 称 | 馬 場 雄 基 |
| と とも に 歩 | 馬 場 ゆ う き | 異 動 事 項 | 異 動 事 項 |
| 所 の 所 在 地 | 主 タ る 事 務 | 内 容 | 内 容 |
| 五 一 一 | 福 島 市 本 町 | 新 | 新 |
| 町 六 一 一 八 | 郡 山 市 虎 丸 | 旧 | 旧 |
| 二 七 日 | 令 和 七 年 九 月 | 異 動 年 月 日 | 異 動 年 月 日 |